

課税最低限引き上げの税制改正における国による恒久的な 税制措置等の地方財政への配慮を求める意見書

政府は、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の中で、いわゆる「103 万円の壁」について、令和 7 年度税制改正の中で議論し引き上げると明記し、見直しの方針を示した。この方針は、若者や女性、高齢者等の多様な働き方を後押しする観点から大きな意義を有している。

しかしながら、この引き上げに伴い、非課税範囲の変更や社会保険料負担の見直しが地方財政に及ぼす影響は大きく、慎重な検討が求められる。特に、住民税の減収が地方自治体に与える財政的な影響は甚大であり、地方交付税交付金の減少とともに地方の持続可能な行政運営を阻害する懸念がある。

本市における課税最低限を年収 103 万円から 178 万円まで引き上げた場合の試算では、個人住民税の減収額は約 50 億円となる。これは、本市の個人住民税の 3 分の 1、税収全体の 1 割強に相当する。この減収により地域経済や市民福祉への影響は避けられず、厳しい地方財政を圧迫し市民サービスの質の低下を招く恐れがある。

よって、国においては、年収 103 万円の壁の見直しに伴う地方財政への影響を十分に踏まえ、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 制度改正の全体像について、地方自治体や関係者の意見を丁寧に聴取し、現場の実情を踏まえた政策立案を進めること
 - 2 地方財政への配慮として、課税最低限引き上げの税制改正における地方の減収が地方財政に影響を生じることがない制度設計を早急に行うこと
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

あて

以上、提案する。

令和6年12月17日

提出者

福島市議会議員 七島奈緒
山田裕
丹治誠
遠藤幸一
菅原美智子
斎藤正臣
石山波恵
石原洋三郎
川又康彦
大平洋人
渡辺敏彦